

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年11月22日	第229号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
	発行所 名古屋市役所	電話 [052] 972-2246	
	編集兼 発行人	名古屋市総務局行政DX推進部法制課長	

目	次	ページ
告 示		
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第560号) 2
○ 指定納付受託者の指定	(財政・市民税課)	(第561号) 4
○ 有料公園施設の供用月日の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第562号) 5
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第563号) 6
○ 有料公園施設の無料公開について	(緑土・緑地管理課)	(第564号) 8
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第565号) 9
教 育 委 員 会 告 示		
○ 中川生涯学習センターの臨時休室について		(第28号) 10
○ 名東生涯学習センターの臨時休室について		(第29号) 11
○ 教育委員会臨時会の開催について		(第30号) 12
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正		(第22号) 13
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	14
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	17
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	20

名古屋市告示第 560号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 5年11月14日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

若宮大通公園	中区大須一丁目、大須二丁目、大須三丁目、大須四丁目、千代田一丁目、千代田五丁目、千種区吹上一丁目	図面中25の11の区域	昭和54年 5月 1日
--------	--------------------------------------------------	-------------	-------------

」

を

「

若宮大通公園	中区大須一丁目、大須二丁目、大須三丁目、大須四丁目、千代田一丁目、千代田五丁目、千種区吹上一丁目	図面中25の12の区域	昭和54年 5月 1日
--------	--------------------------------------------------	-------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 5年11月15日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 561 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 5 年11月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主たる事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

2 納入義務者から委託を受ける歳入

名古屋市電子申請サービスによる軽自動車税（種別割）申告に伴う標識番号等送付のための郵送料等

3 指定納付受託者に納付させる始期

令和 6 年 3 月 1 日

名古屋市財政局税務部市民税課

名古屋市告示第 562号

有料公園施設の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日を変更します。

令和 5年11月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

堀留前駐車場（若宮大通公園）

2 変更内容

令和 5年12月 1日から令和11年 3月31日までを供用しない日に変更します。

3 変更理由

名古屋高速道路公社による名古屋高速道路事業のため

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 563号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 5年11月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

白鳥公園白鳥庭園

白鳥公園駐車場

2 変更内容

- (1) 令和 5年11月18日、同月23日から同月26日まで及び同年12月 1日から同月 3日までの供用時間について、下記のとおり変更します。

有料公園施設の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
白鳥公園白鳥庭園	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 7時30分まで
白鳥公園駐車場	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで

- (2) 令和 5年11月19日の供用時間について、下記のとおり変更します。

有料公園施設の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
白鳥公園白鳥庭園	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 8時30分から 午後 7時30分まで

白鳥公園駐車場	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時15分から 午後 8時まで
---------	-----------------------	-----------------------

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 564号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 1号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料公開しますので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 5年11月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

白鳥公園白鳥庭園

2 期日

令和 5年11月19日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 565号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 5年11月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 5年11月17日から同月19日まで及び同月23日から同月26日までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 7時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市教育委員会告示第28号

中川生涯学習センターの臨時休室について

名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）第3条第3項の規定に基づき、中川生涯学習センター体育室を令和6年2月1日から令和6年3月15日まで臨時休室します。

令和5年11月13日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市教育委員会告示第29号

名東生涯学習センターの臨時休室について

名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）第3条第3項の規定に基づき、名東生涯学習センター体育室を令和6年1月15日から令和6年3月15日まで臨時休室します。

令和5年11月13日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市教育委員会告示第30号

教育委員会臨時会の開催について

令和5年11月21日午後1時30分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和5年11月14日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 議事

教職員の処分について

教職員人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第22号

名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月13日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第5条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（規則第9条の10第6号に規定するアルコール検知器をいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。

第5条第1項第6号中「保存する」を「保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持する」に改める。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年11月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JRセントラルタワーズ・JRゲートタワー・JPタワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番1 ほか36筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後			変更年月日
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
日本郵便(株)	代表取締役 衣川 和秀	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	変更なし	代表取締役 千田 哲也	変更なし	令和5年6月22日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)ジェイアール東海高島屋	代表取締役 田中 良司	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	変更なし	代表取締役 栗野 光章	変更なし	令和5年5月29日
2	(株)キデイランド	代表取締役 間宵 薫	東京都渋谷区神宮前六丁目1番9号	変更なし	代表取締役 津田 孝彦	変更なし	令和5年6月16日

3	—	—	—	(株)Buy S e l l T e c h n o l o g i e s	代表取締役 岩田 匡平	東京都新宿 区四谷四丁 目28番 8号	令和 5年 7月 15日
---	---	---	---	----------------------------------------------------	----------------	---------------------------	-----------------------

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1及びNo. 2の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 3の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 5年 9月29日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年11月13日から令和 6年 3月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 3月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年11月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブラザー港SCビル

名古屋市港区港明一丁目10番28号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)レピス	代表取締役 八神 広貴	名古屋市南区 道德新町六丁目55番地	—	—	—	令和2年 5月 27日
2	UDリテール(株)	代表取締役 梅本 稔	東京都豊島区 東池袋三丁目1番1号	変更なし	代表取締役 鈴木 康介	東京都目黒区 青葉台二丁目19番10号	別途記載
3	—	—	—	リバイバル(株)	代表取締役 原 丹	名古屋市熱田区 西野町1丁目13番2号	令和5年 8月 31日

3 変更の日

- (1) No. 1及びNo. 3の小売業者については、2で既述
- (2) No. 2の小売業者の代表者については、令和 5年 9月27日、住所については、令和 4年11月21日

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、退店のため
- (2) No. 2の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (3) No. 3の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 5年11月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年11月13日から令和 6年 3月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 3月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和5年11月16日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和5年11月20日（月）午後2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

3 議案

第86号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第87号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第88号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第89号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第90号議案 農用地利用集積計画の決定について

第91号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第92号議案 遊休農地の認定について

名古屋市農業委員会事務局農政課